

ワシントン駐在に関する調査検証委員会

報告書

令和7年3月28日

目次

第1章	はじめに	1
1	趣旨	1
2	委員の構成	2
3	委員会の開催状況	2
4	調査検証の進め方	2
第2章	DCオフィス社の設立についての問題点	4
1	事実関係	4
(1)	前知事の当選	4
(2)	コア社等に対する業務委託手続	4
(3)	初代所長及び初代副所長の赴任とそれに伴う業務	5
(4)	DCオフィス社の設立	5
(5)	前知事の訪米	6
(6)	辺野古新基地建設問題対策課の設置	7
(7)	DCオフィス社の株式発行等の手続	7
2	日本における問題点	7
(1)	DCオフィス社の設立手続についての問題	7
(2)	公有財産登録手続についての問題	10
(3)	財産状況報告手続についての問題	10
(4)	営利企業従事許可手続及び人件費の取扱についての問題	10
3	米国における問題点	11
(1)	非弁行為の問題	11
第3章	DCオフィス社の運営についての問題点	12
1	事実関係	12
(1)	DCオフィス社の設立後の運営状況	12
(2)	初代副所長から地域安全政策課に対する報告	12
(3)	ワシントン駐在業務報告	12

(4)	初代副所長のL1ビザ取得及びDCオフィス社のFARA登録	13
(5)	地域安全政策課を基地対策課に統合	13
(6)	ワシントン駐在職員から基地対策課に対する確認	13
2	ワシントン事務所における問題点	14
(1)	贈与や移転価格を含めた税法上の問題	14
(2)	ビザ申請書の記載内容の正確性の問題	15
(3)	FARA登録におけるコンプライアンス違反の懸念	16
(4)	ガバナンス及びコンプライアンスの問題	16
(5)	内部統制上の不備	17
(6)	決裁手続に関わる引継方法の問題	17
3	所管課における問題点	18
(1)	手続の瑕疵の治癒を怠った問題	18
(2)	手続の瑕疵の治癒を怠った背景	19
第4章	今後のあるべき姿	21

第1章 はじめに

1 趣旨

沖縄県（以下「県」という。）においては、翁長雄志前知事（以下「前知事」という。）が知事を務めていた2015年以降、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）のワシントンD. C. に駐在職員を配置している。そして、そのために、Okinawa Prefecture DC Office, Inc.（以下「DCオフィス社」という。）を設立して、Foreign Agents Registration Act（外国代理人登録法、以下「FARA」という。）に基づく登録を受けて、沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等も含めた政治的活動を行ってきたところである。

しかし、今般、沖縄県議会において、DCオフィス社の設立経緯等に疑義が呈されることとなった。

当委員会は、ワシントン駐在に関する業務についての適法性を検証し、改善の方向性についての提言を行うために設置された。その中で、調査検証結果の報告期限が2025年3月31日に設定された。ところが、ワシントン駐在に関する業務については、当然のことながら、米国法の問題が大きく関連し、調査分析の対象となる資料の言語の問題に加えて、その資料が必ずしも当初から十分に提供されず、報告期限の直前まで断続的に提供されるような状況であったことも含めて、限定されたリソースでは詳細な調査検証が困難となる事情が多く存在した。そこで、当委員会は、DCオフィス社の活動期間が約10年間と既に長期に及んでいることも踏まえて、特にDCオフィス社の当初の設立及び運営に重点を置く形で問題点の調査検証を行った。

2 委員の構成

	氏名	分野	職名等
委員長	竹下 勇夫	法律	弁護士
副委員長	吉田 大	法律	米国弁護士（カリフォルニア州、ニューヨーク州、テキサス州、ハワイ州）
委員	石川 恵子	内部統制・監査	日本大学経済学部教授
委員	上江洲 純子	民事訴訟法	沖縄国際大学法学部教授
委員	謝花 尚	報道	元琉球朝日放送報道制作局長
委員	森田 純匡	法律	弁護士

3 委員会の開催状況

委員会	日付
第1回委員会	2025年1月29日
第2回委員会	2025年2月13日
第3回委員会	2025年3月6日
第4回委員会	2025年3月11日
第5回委員会	2025年3月24日
第6回委員会	2025年3月28日

4 調査検証の進め方

当委員会は、2025年1月29日以降、概ね2か月間の中に合計6回の委員会を開催した。

その間、当委員会は、委員会での検証のために、関係資料の調査分析を進めてきた。加えて、当委員会は、DCオフィス社設立当初の担当副知事であった安慶田光男元副知事（以下「当初の担当副知事」という。）、平安山英雄初代所長（以下「初代所長」という。）、山里永悟初代副所長（以下「初代副所長」という。）及び運天修2代目所長（以下「2代目所長」という。）に対し、ヒアリ

ング調査に対する協力を求めたところ、初代副所長及び2代目所長からはヒアリング調査に対する協力を得ることができた。しかし、当初の担当副知事については、ヒアリング調査に応じるための条件で合意に至らなかったため、その実施を見送らざるを得なかった。初代所長についても、ヒアリング調査はそのヒアリング事項に対する文書による回答に止まった。

以上を踏まえた調査検証結果は、以下のとおりである。

第2章 DCオフィス社の設立についての問題点

1 事実関係

(1) 前知事の当選

前知事は、2014年11月16日投開票の県知事選において、県知事に初当選した。

前知事は、米国ワシントンD. C. に駐在職員を配置することを公約としていた。

(2) コア社等に対する業務委託手続

この公約を受けて、2015年2月27日、米国ワシントンD. C. に駐在職員を配置して政治的活動を行うことを目的として、委託業務の内容に事務所設置支援を含む「平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」の企画提案公募の予算執行何が統括監専決事項として決裁された。

2社から企画提案書が提出されたが、そのうちの1社である **Washington CORE, L.L.C.** (以下「コア社」という。) の企画提案書には、「事務所設置に係る支援」の項目の中に「事務所登記」が含まれていた。

その上で、2015年3月12日、提出された企画提案書の審査を行う審査委員会の設置、2015年3月16日予定の審査委員会の開催及び当該審査委員会の委員就任が決裁され、2015年3月31日には、当該審査委員会の審査結果を企画提案者に通知することが決裁された。これを受けて、2015年4月1日付でコア社に第1位入選が通知され、2015年4月1日を支出負担行為日とし、2015年4月1日付予定価格調書が作成され、2015年4月1日付でコア社との間で事務所設置支援の委託を含む委託契約書が締結された。さらに、2015年4月1日に、コア社と契約した委託業務のうちの「駐在所の登記、FARA申請・登録及び駐在員等のビザ申請・取得に係る法務全般」を再委託業務として、米国における総合法律事務所 (以下「米国総合法律事務所」という。) に対する再委託承認も決裁された。この間の2015年3月31日には、沖縄県職員の駐在等に関する規程が改正され、駐在場所に米国ワシントンD. C. が加えられ、初代所長は知

事公室に、初代副所長は地域安全政策課に所属する形とされた。

これらのワシントン駐在に関する業務は、地域安全政策課の所管とされており、地域安全政策課の職員2名で担当していた。

上記の審査委員会については、当初の開催予定である2015年3月16日とは異なる2015年3月30日付の各委員の審査委員会評価票が当委員会に提出されているが、審査委員会が現実開催されたことを直接示す議事録等の文書は提出されていない。

(3) 初代所長及び初代副所長の赴任とそれに伴う業務

2015年4月7日、初代所長と初代副所長が米国ワシントンD. C. に赴任した。ワシントン駐在職員に対する給与は、これ以降も含めて、県から直接支給している。

2015年4月20日（現地日時）、初代所長は、県を代理する形で、委託先のコア社を紹介することなく、再委託先の米国総合法律事務所との間で、直接、委任契約書を締結した。

2015年4月27日には、米国ワシントンD. C. にワシントン事務所として事務所を開所した。

上記の初代所長に対する委任契約締結についての代理権授与を示す文書は、当委員会には提出されていない。

(4) DCオフィス社の設立

このような中、2015年4月28日（現地日時）、初代副所長は、コア社に対し、初代所長を宛先に含むメールにて、法人登記について、前知事によるサインの手続を取ることもできる旨をメールで送信した。2015年4月29日（現地日時）には、今度は、コア社が、米国総合法律事務所に対し、前知事だけが県を代理してサインできるのであって、初代所長や初代副所長では県を代理してサインをすることができない旨をメールで送信した。この時点で、ワシントン駐在職員は法人登記の必要性を認識していたことになるが、地域安全政策課の職員はこれらのメールの宛先に含まれていなかった。

その上で、2015年4月30日（現地日時）、前知事、当時の基地対策課長であった2代目所長、初代所長、初代副所長等が出席する形でウェブ会議が開催された。そこでは、前知事等に対し、今後、米国法律事務所に依頼して事務所の法人登記等を行う予定であることが報告された。

その翌日となる2015年5月1日（現地日時）には、コア社は、初代副所長に対し、初代所長を宛先に含むメールにて、法人の設立形態として、3種類の法人の設立形態を提示するとともに、現実的な選択肢としてそのうちの「C Corporation」を提案した。初代副所長は、初代所長に確認の上で、約1時間40分後に、コア社の提案に応じて「C Corporation」で設立することをメールで返信した。また、これとほぼ時を同じくして、コア社は、米国総合法律事務所に対しても、株式会社を設立するために県で必要となる手続等を確認するメールを送信した。米国総合法律事務所は、コア社に対し、株式会社の株主が県であれば、県の権限ある人であれば誰でもサインすることができる旨等をメールで返信した。これらのメールの宛先にも、地域安全政策課の職員は含まれていなかった。

他方で、地域安全政策課でも、2015年5月7日付で、「ワシントン駐在設置について」とする文書を作成していた。しかし、内容としては、「米国において公式に認められる米国法人としての事務所設立」が必要である旨の記載に止まっていた。

その後、2015年5月8日（現地日時）付で、DCオフィス社は設立認可を得た。なお、基本定款において、普通株式の額面額は1株1ドルとされ、発起人は米国法律事務所の弁護士とされた。

その上で、2015年5月8日（現地日時）、発起人である米国法律事務所 of 弁護士によるDCオフィス社の創立総会が書面による決議の形で開催された。この決議により、初代所長及び初代副所長がDCオフィス社の取締役選任された。

（5）前知事の訪米

前知事は、2015年5月30日から2015年6月4日までの間、米国

ワシントンD. C. を訪問した。

前知事は、2015年5月31日、米国ワシントンD. C. にて、DCオフィス社の設立認可証を掲げて、報道機関の写真撮影に応じた。その設立認可証には「Okinawa Prefecture DC Office, Inc.」の記載があった。初代副所長は、前知事から、後日、報道機関に対する対応も含めてDCオフィス社の設立認可証等の書類の取扱いには注意するように言われた旨を述べている。

(6) 辺野古新基地建設問題対策課の設置

前知事の訪米中の2015年6月1日、本庁においては、辺野古新基地建設問題対策課が設置された。

これに伴い、ワシントン駐在に関する業務を担当していた地域安全政策課2名の職員のうち1名の職員が辺野古新基地建設問題対策課に異動となった。

(7) DCオフィス社の株式発行等の手続

DCオフィス社においては、2015年6月17日（現地日時）付で、取締役会が書面による決議の形で開催された。その際、初代所長が社長、初代副所長が副社長に就任することが承認された。さらに、県が1000株の普通株式を1000ドルで引き受け、県に全額払込済みの株券を引き渡すことが承認された。

その後、2015年7月9日を支払命令日として、県からコア社に4079万9000円が振り込まれ、2015年7月10日（現地日時）に、コア社からDCオフィス社に3万ドルが振り込まれた。

以上のDCオフィス社に対する出資等についての当時の決裁文書は、当委員会には提出されていない。さらに、これ以降の株主総会におけるワシントン駐在職員に対する議決権行使の委任手続に関する文書も、当委員会には提出されていない。

2 日本における問題点

(1) DCオフィス社の設立手続についての問題

ア 決裁手続の問題

DCオフィス社に対する出資も含めたDCオフィス社の設立は、出資の金額としては1000万円以上（沖縄県事務決裁規程第5条第23号コ）には該当しないものの、前知事の公約である米国ワシントンD.C. に駐在職員を配置して政治的活動を行うために必要となる重要な新たな試みであることから、「重要な新規の事業計画の樹立及びその実施方針を決定すること」（沖縄県事務決裁規程第5条第2号）に該当し、知事決裁事項となる。

しかし、「平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」の事務所設置支援企画提案公募の予算執行伺は統括監専決事項としてしか決裁されていないことから明らかなおり、その委託業務の内容である事務所設置支援にはDCオフィス社の設立は含まれていない。本来であれば当然に提出されるべきDCオフィス社の設立についてのその後の決裁文書が当委員会には提出されていない。DCオフィス社については、発起人の指名、法人設立、その実際の設立形態としての株式会社の設立、定款の作成、その際の出資のいずれにおいても、知事決裁の手続が取られていない。さらに、県とDCオフィス社との間にはワシントン駐在職員の身分に関する事前の取り決めもなく、ワシントン駐在職員のDCオフィス社における取締役就任に係る決裁手続等の庁内手続も取られていなかった。

DCオフィス社設立の意思決定手続に重大な瑕疵があることは明らかである。

イ 県としての認識の問題

加えて、前知事は、遅くとも2015年4月30日（現地日時）には、ウェブ会議における初代所長及び初代副所長からの報告により、ワシントン駐在に関する業務のためには法人の設立が必要となることを認識していた。地域安全政策課としても、遅くとも2015年5月7日には、ワシントン駐在に関する業務のためには法人の設立が必要となることを

明確に認識していた。さらに、前知事は、遅くとも2015年5月31日には、報道機関の写真撮影に応じたDCオフィス社の設立認可証の内容を確認することにより、ワシントン駐在に関する業務のためには株式会社の設立が必要となることも認識していた可能性が高い。

以上を前提にすれば、県としては、意図的に決裁手続を取らなかった可能性も否定できないのであって、DCオフィス社設立の意思決定手続にはより重大な瑕疵があることになる。

ウ 審査委員会の問題

そもそも、委託事業についての企画提案書の審査を行う審査委員会が現実に開催されたことを直接示す文書も当委員会には提出されていない。

短期間で進められた当該審査手続の中で審査委員会が適切に開催されたのか、そもそもここから現時点では不明の状態である。

エ 代理権の問題

このような状況で、初代所長は県を代理する形で米国総合法律事務所との間で委任契約書を締結したが、米国総合法律事務所は委託事業についての決裁手続上は再委託先となっており、特段の代理権授与がない限り、初代所長に委任契約締結についての代理権があるとは考えられない。しかし、初代所長に対する代理権授与を示す文書も当委員会には提出されていない。

また、上述のとおり、2015年4月1日付でコア社との間で締結した委託契約書の委託業務の内容にはDCオフィス社の設立は含まれていない。従って、DCオフィス社の設立について、県がコア社に代理権を授与しているとは考えられない。そうであるとすれば、コア社から米国総合法律事務所に対する再委託によっても、米国総合法律事務所の弁護士に対する復代理も成立しない可能性が否定できない。

結局、その他に前知事が発起人である米国総合法律事務所の弁護士に直接委任した事実、それ以外の第三者に委任した事実等を確認できない以上、発起人である米国総合法律事務所の弁護士のDCオフィス社の設立に

についての代理権の有無も、現時点では不明であると判断せざるを得ない。

さらに、創立総会以降の株主総会におけるワシントン駐在職員に対する議決権行使の代理権の有無も、現時点では不明であると判断せざるを得ない。

オ 小括

以上のとおり、DCオフィス社の設立手続には複数の重大な瑕疵が存在するのであって、現時点でその正当性を担保することはできない状態である。

(2) 公有財産登録手続についての問題

DCオフィス社の設立手続についての問題は以上のとおりであるが、仮にDCオフィス社が問題なく設立されているとしても、県が保有するDCオフィス社の1000株の株式については、公有財産（地方自治法238条第1項第6号）として、公有財産台帳に登録する必要がある（沖縄県公有財産規則第55条）。

しかし、DCオフィス社の株式については、これまで公有財産台帳に登載されてこなかった。

(3) 財産状況報告手続についての問題

県が1000株を保有しているDCオフィス社については、毎事業年度、経営状況を議会に報告する必要がある（地方自治法243条の3第2項）。

しかし、DCオフィス社についても、これまで毎事業年度の議会に対する経営状況の報告を行っていなかった。

(4) 営利企業従事許可手続及び人件費の取扱についての問題

株式会社であるDCオフィス社の取締役としてのワシントン駐在職員については、営利企業従事許可を受ける必要がある（地方公務員法第38条第1項）。

しかし、ワシントン駐在職員についても、これまで営利企業従事許可を受けてこなかった。ワシントン駐在職員に対する給与は県から直接支給されていたが、その取扱を含むワシントン事務所の運営に関する県とDCオフィス

社の取決め等も存在しない状態であった。

3 米国における問題点

(1) 非弁行為の問題

県が法務助言を含む業務を法律事務所ではないコア社に委託しており、コア社が法律事務所を再委託する事により非弁行為となる可能性が否定できない。

すなわち、アメリカ法曹協会（ABA）職業行為模範規則の規則 5.5(a)と、コロンビア特別区控訴裁判所規則 49(a)は実質的に非弁行為を禁止している。この点について、助言は広義に定義され、コロンビア特別区控訴裁判所規則 49(c)で「他人の法的権利に影響を与える法的文書または証書を準備すること、または準備を援助すること。これには、契約書、遺言書、証書、信託、訴答書、または準備書面が含まれるが、これらに限定されず、コロンビア特別区の裁判所や機関、またはその他の場所に提出するための書面も含む。」と規定されている。また、コロンビア特別区控訴裁判所規則 49(b)(2)は「助言に記述されているいずれかの活動がどのように行われるべきか、または適用法に従って行われたかどうかについて、助言やアドバイスを提供すること、助言の定義に含まれるサービスを提供するために、弁護士または他の人物を提供すること」も非弁行為と規定している。

そして、コア社が県と締結した「平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業委託契約」の「再委託を予定する業務」において、「駐在所の登記、FARA申請・登録及び駐在員等のビザ申請・取得に係る法務全般」として米国総合法律事務所を再委託先としている。「再委託の必要性」としては「本事業では、FARA登録や、駐在員等のビザ取得・変更、駐在所が米国において合法的に活動できる環境整備が必要なため、これらの手続きに精通した弁護士の支援が必要である」としている。

このことから、法律事務所に支援を再委託しつつも、一義的にコロンビア特別区控訴裁判所規則で禁止されている非弁行為をコア社が県から直接請け負っている可能性を否定できない。

第3章 DCオフィス社の運営についての問題点

1 事実関係

(1) DCオフィス社の設立後の運営状況

DCオフィス社は、2015年5月8日（現地日時）に設立認可を得た後、コア社から、「平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」等に基づく運営支援を受けて運営されていた。しかし、DCオフィス社とコア社の間には、運営支援に関する契約は一切存在しなかった。また、県とDCオフィス社の間にも、ワシントン駐在職員をDCオフィス社に転任や出向させるような契約は存在しなかった。

さらに、DCオフィス社においては、そもそも、米国会社法上必要となる株主総会や取締役会の議事録すら存在しない年度が存在した。

(2) 初代副所長から地域安全政策課に対する報告

2015年6月10日、地域安全政策課の職員は、初代副所長に対し、地域安全政策課との間でワシントン駐在業務についての基本的な情報が共有されていない旨のメールを送信した。そこで、初代副所長は、2015年6月10日（現地日時）、地域安全政策課の職員に対し、DCオフィス社の設立認可証等の写しをメールで送信した。

これを受けて、地域安全政策課においても、ワシントン駐在の組織の在り方を検討した。

しかし、実際に、地域安全政策課で、検討以上の具体的措置を取ることはなかった。

(3) ワシントン駐在業務報告

これ以降、ワシントン駐在職員は、本庁に対し、「ワシントン駐在業務報告」という文書で報告を行うようになった。具体的には、2015年度においては、2週間に1回程度の頻度で、最初の作成日不明の報告書が「ワシントン駐在」から地域安全政策課長宛にて、2015年6月22日付報告書は初代所長から知事公室長宛にて、それ以降の報告書は初代所長及び初代副所長から知事公室長及び地域安全政策課長宛にて、それぞれ作成されるように

なった。さらに、2015年9月14日付以降の報告書については、別途、初代所長から前知事、当時の副知事及び当時の知事公室長宛に報告レポート（以下「初代所長レポート」という。）を提出することを前提にする形で作成されていた。

初代所長レポートは、当委員会には提出されていない。

(4) 初代副所長のL1ビザ取得及びDCオフィス社のFARA登録

このような中、2015年11月20日、初代副所長は、それまでのBビザ（商用ビザ）に代えて、L1ビザ（就労ビザ）を取得した。その際のビザ申請書には、初代副所長が県に直接雇用されていないこと、初代副所長がDCオフィス社の運営に広範な裁量を有していること等の記載があった。さらに、これ以降のワシントン駐在職員のビザ申請書にも、同様の記載があった。

2015年12月23日には、DCオフィス社のFARA登録が発効した。これ以降、DCオフィス社は、米国司法省に対し、FARAに基づく補足声明書を提出して政治的活動の実施状況等を報告しており、そこにはDCオフィス社が県から報酬を受け取った旨が記載されていた。

DCオフィス社がこのような形で政治的活動を行うことについて、県からDCオフィス社に対する業務委託を示す文書は、当委員会には提出されていない。

(5) 地域安全政策課を基地対策課に統合

その後、2016年4月1日には、地域安全政策課を基地対策課に統合する形で、ワシントン駐在に関する業務も基地対策課に移管となった。

(6) ワシントン駐在職員から基地対策課に対する確認

2017年度に米国ワシントンD. C. に赴任した2代目所長は、初代副所長から赴任の際の簡単な引継ぎを受けた後の2017年5月頃、DCオフィス社の株式の公有財産登録の要否の確認を基地対策課に連絡した。

2019年度に米国ワシントンD. C. に赴任した3代目副所長も、2020年11月13日、コア社に対し、DCオフィス社の株式についての確認

を行うとともに、基地対策課に対しても、株式発行の経緯の確認を行った。これに対し、基地対策課も、初代副所長、2代目所長等から、事情聴取を行った。

しかし、いずれにおいても、基地対策課で、これ以上の具体的措置を取ることはなかった。

なお、この間の2020年2月26日以降、2代目所長は、DCオフィス社を代理する形で、ビザ申請・取得に係る法務については、米国において移民法の法律問題を多く取り扱う法律事務所（以下「移民法法律事務所」という。）との間で委任契約書を締結して、法律事務所を変更した。

2 ワシントン事務所における問題点

(1) 贈与や移転価格を含めた税法上の問題

DCオフィス社を巡る法律関係においては、契約関係当事者と役務及び資金提供の流れが一致しないため、贈与や移転価格を含めた税法上の懸念がある。

すなわち、通常、契約関係に基づいて役務や金銭の提供が行われるため、契約関係当事者と役務及び資金提供の流れは一致する。この点、確認できた契約は県とコア社との間にある委託契約だけなので、通常、コア社の役務提供先は沖縄県に限定されることになると考えられる。

しかし、実際には、県はDCオフィス社との間に契約がないまま、ワシントン駐在職員を転任する形にしていたが、これらの役務提供の代金を含む支払をDCオフィス社からは受けていなかった。

また、コア社とDCオフィス社の間に契約がないまま、コア社はDCオフィス社に対してDCオフィス社の運営支援等の役務を提供していたが、コア社はこれらのサービスに対する支払をDCオフィス社から受領した記録は確認できていない。

県、DCオフィス社及びコア社は別法人であり、契約関係がない中での役務提供は贈与と考えられる可能性があり、税務対応が必要となる可能性が否定できない。なお、DCオフィス社は県が完全に所有する関連会社であり、

このような関連当事者間取引は、アームズレングス原則（独立企業間取引と同等の価格）に基づく必要がある。

（２）ビザ申請書の記載内容の正確性の問題

ビザ申請書の真実性および正確性に関する証明違反の可能性が否定できない。

L 1 ビザの申請に必要な I-129 非移民労働者請願書ビザ申請書は「私は、アメリカ合衆国の法律の下での偽証罪の罰則に基づき、この請願書およびそれに提出された証拠が、私の知識と信念に基づいてすべて真実かつ正確であることを証明します。私は請願者に代わって行動する権限を有しており、この請願書を提出する法的権限を持っています。」として記載事実に関する証明を求めており、偽証罪の罰則の下でこの証明を行わないと申請ができない。この点について、移民法法律事務所の弁護士に「L 1 ビザ申請書における以下の記述の真実性をどのように確認・検証したか？」と質問をしたところ、「ワシントン事務所社と沖縄県庁の両方がすべての文書を精査し、正確性を確認して署名したことを明確にしたいと思います。」との回答があった。具体的には、請願者の手紙の最初の草案は、クライアントから提供された情報に基づいて前任の弁護士が作成し、その後のすべての提出書類で使用され、各移民関連文書は正確性の確認と署名のためにクライアントに送付されているとのことであり、ビザ申請書に記載された情報の信憑性については移民法法律事務所の弁護士は独自に事実確認をしていないと受け止められる内容であった。

実際、大半のビザ申請書において「ビザ申請者は日本の沖縄県庁に直接雇用されないものとする」という記載があるが、この点は明らかに事実と異なる。

さらに、県の作成した雇用確認書には「日本の親会社である沖縄県庁から、その米国子会社である沖縄県DC事務所株式会社に転任し、社長の役職に就きます」との記載があり、歴代知事公室長がこの書類に署名している事実も認められるが、県庁内においては、ワシントン駐在職員について、ワシ

ントン駐在を命ずる旨の人事異動通知書が発令されているのみで、DCオフィス社への転任、出向等の決裁手続が取られた形跡が全くないのであって、この点も事実とは異なる。

結論として、現時点で大半のビザ申請書の記載内容の正確性が客観的に担保できず、ビザ申請書における真実性の証明違反の可能性が否定できない。

(3) FARA登録におけるコンプライアンス違反の懸念

DCオフィス社が行ったFARA登録に基づく報告にはコンプライアンス違反の懸念がある。

すなわち、県とDCオフィス社には契約関係がないため、県からDCオフィス社へ契約に基づいた政治的活動の依頼はできず、DCオフィス社は県を依頼人とした政治的活動を実施できないとも考えられる。仮に県がDCオフィス社へ金銭の支払を行っていたのであれば、その理由が不明である。

FARAに基づく補足声明書は偽証罪の罰則のもとに、「その内容が署名者の知識と信念の及ぶ限り全体として真実かつ正確であることを宣誓または確認」するとしており、この証明違反の可能性が否定できない。

(4) ガバナンス及びコンプライアンスの問題

DCオフィス社については、ガバナンス及びコンプライアンスにも問題がある。

すなわち、ワシントンD. C. 法典の§ 29-305.01においては、「会社は、定款に記載された、または定款に従って定められた時期に、毎年株主総会を開催しなければならない」とされているが、その議事録すら存在しない年度もあり、最低限の会社法のコンプライアンスとガバナンスに問題があると判断せざるを得ない。

なお、株主総会や取締役会の議事録が残されている年度においても、初代副所長及び2代目所長のヒアリング時の発言等によれば、ワシントン駐在職員が、その当時、DCオフィス社の株主総会及び取締役会に関する文書であることを正確に認識しないままこれらの議事録に署名していた可能性も否定できない。

(5) 内部統制上の不備

米国ワシントンD. C. には、2015年以降、基本的に、所長として参事監1名が、副所長として主幹1名が、それぞれ駐在し、現在に至っている。参事監は知事公室の所属であり、主幹は当時の所管課である地域安全政策課（現在の所管課である基地対策課）に所属している。さらに、ワシントン駐在職員には決裁権限がない。それゆえ、ワシントン駐在職員は、当時の所管課である地域安全政策課（現在の所管課である基地対策課）に情報共有をした上で、決裁手続をすることも必要である。

初代副所長からのヒアリング調査によれば、2015年当時、決裁手続に関わる必要な情報について、参事監と主幹との間で、適切なコミュニケーションが図られておらず、必ずしも、正確な情報の共有がなされていない実態があったことが明らかにされた。この実態は、内部統制の「情報と伝達」が必ずしも機能していなかったこと、すなわち内部統制上の不備があったことを意味している。

また、初代副所長からのヒアリング調査によれば、2015年当時、ワシントン駐在職員と前所管課である地域安全政策課との間にも必ずしも正確かつ迅速な決裁手続に関わる情報の共有がなされていなかった実態も明らかにされた。ワシントン駐在職員と所管課との間で正確かつ迅速な情報共有が行われてこなかった背景については、第3章の3の(2)において記載する。

(6) 決裁手続に関わる引継方法の問題

その後、2017年に、参事監1名と主査1名がいずれも異動に伴い、新たにDCオフィス社に着任することになった。これに関連して、異動に伴う前任の主幹である初代副所長と後任の主査との間でどのような引継ぎが行われていたかを両者から確認したところ、県の実務慣行として事務引継書を作成して引継ぎを行うことから、それを実施していたことを確認した。また、口伝による方法として、資料の保管場所の書棚を確認すること、書棚の資料を確認すること、PCファイル等を開きながら説明をすることを行っていたことを確認した。

県では、このような実務慣行が一般的であることを確認したが、ワシントン駐在に関する業務のように法的根拠、理解が求められる複雑かつ煩雑な業務に対しては、この実務慣行が、必ずしも十分ではなかったと言わざるを得ない。本来、後任者に対して、決裁手続に関わる正確かつ迅速な引継ぎを行うためには、業務の流れ、法的根拠、資料の保管場所を示した標準的な業務手順書を備えるなどして、対応することが必要である。

これに関連して、現在の副所長に対しても確認したところ、現在もなお、業務手順書あるいはマニュアルを備えていないことを確認した。その実態は、前任者から引き継いだ過去の資料及び提出書類に基づいて業務を行なっていること、FARAを含む法令等を踏まえつつ手探りで仕事をしていくことが多いという回答が得られた。

3 所管課における問題点

(1) 手続の瑕疵の治癒を怠った問題

第2章に記載のとおり、DCオフィス社の設立手続には複数の重大な瑕疵が存在する。

前所管課の地域安全政策課においては、少なくとも2015年6月10日にこれらの瑕疵を治癒する機会があった。現所管課である基地対策課においても、少なくとも2017年5月頃及び2020年11月13日にこれらの瑕疵を治癒する機会があった。しかし、地域安全政策課においても、基地対策課においても、DCオフィス社の設立手続の瑕疵を治癒することはなかった。

むしろ、地域安全政策課や基地対策課がDCオフィス社の設立手続の瑕疵を治癒することを困難にするような形でワシントン駐在に関する業務は進められていた。すなわち、2015年9月14日付以降のワシントン駐在業務報告においては、別途、初代所長レポートが前知事等宛に直接提出されていたことから明らかなとおり、地域安全政策課や基地対策課を通さない形で、知事等に直接の報告が行われていた。そして、この存在するはずの初代所長レポートが当委員会には提出されていない。さらに、第2章に記載のと

おり、そもそも、通常は地域安全政策課や基地対策課を通すことになる決裁手続も取られていない。県が何らかの事実の隠匿を意図していた可能性も否定できないのであって、この状態のまま、約10年もの間、これらの瑕疵が、法律行為だけでなく事実行為も含めて多岐にわたって、治癒を怠ったまま積み重なっている状況である。

このような状況で、2024年12月24日付の追認の決裁が仮に遡及的な効力を持つことを企図されていたとしても、民法116条からも明らかなおおりに、第三者の権利利益や法律関係を害することができないことは当然である。そうであるとすれば、この段階に至って、追認の法的効果を論じる意義はもはや見出し難い。

(2) 手続の瑕疵の治癒を怠った背景

ア 組織改編との関係

手続の瑕疵の背景には、知事公室の組織改変に伴う現所管課である基地政策課の人材配置と引継ぎの問題があったことを確認した。

2015年4月1日、地域安全政策課におけるワシントン駐在に関する業務は主幹1名、主事1名の2名で行われていた。ところが、知事公室の組織変革に伴い、2015年6月1日に、ワシントン駐在に関する業務を担当していた2名のうち1名（主幹）が辺野古新基地建設問題対策課に異動することになった。

その結果、2015年6月1日以降、ワシントン駐在に関する業務の人材配置は新たに異動で所管することになった班長1名と従前から担当していた主事1名の2名で構成されることになった。

組織改変の背景には、県が、辺野古新基地建設問題に関する事務を一元的に管理するため、知事公室に辺野古新基地建設問題対策課を設置したことがある。

上述のとおり、ワシントン駐在に関する業務のように、法的根拠、理解が求められる複雑かつ煩雑な業務に対しては、標準的な業務手順書あるいはマニュアルが必要である。ところが、県の引継ぎの実務慣行は、事

務引継書を作成し、書面及び口頭により行われている。これに関連して、2015年にワシントン駐在に関する業務を担当していた班長及び主事に確認したところ、当時、業務手順書は整備されていなかったことを確認した。

このことは、重要な手続についての引継ぎが十分に行われていなかった可能性が極めて高いことを予想させるものである。

イ オスプレイの事故との関係

初代副所長及び2代目所長からのヒアリング調査で明らかになったことは、前所管課である地域安全政策課と現所管課である基地対策課がワシントン駐在業務を後回しにせざるを得ない状況があったことを述べていた。

これに関連して、2015年から2016年にかけて、所管課が最優先で行わなければならない課題として、辺野古新基地建設の問題とオスプレイの問題があったことを確認した。辺野古新基地建設の問題に対しては、上述した通り、辺野古新基地建設問題対策課を新設することとなった。オスプレイの問題については、2012年に普天間基地にオスプレイが配備されることになって以降、基地対策課が対応してきたところである。周知の通り、2016年12月、オスプレイの事故が名護市安部沿岸で発生している。

いずれの業務も所管課にとっての最優先課題であることは、明白である。しかし、このような最優先課題があったからとはいえ、所管課はワシントン駐在業務を後回しにすることを正当化することはできない。むしろ、人材配置を強化することが必要であった。そのためには、人材を増員する、法律に対する知識のある人材を配置して育成するなどの手立てが必要であったと考えられる。もっとも、人材配置については所管課だけの問題ではなく、組織全体の問題である。

第4章 今後のあるべき姿

以上のとおり、DCオフィス社の設立手続には複数の重大な瑕疵が存在し、その瑕疵の治癒も事実上困難な状況にある。加えて、県とDCオフィス社との間では政治的活動を行うことについての業務委託契約も含めて契約が一切締結されていない以上、そもそもDCオフィス社の業務も観念できない状態である。実際、ワシントン事務所は、沖縄県行政組織規則に基づく出先機関として設置されておらず、ワシントン事務所として予算を執行することもできない。コア社に対して「2015年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」等の事業を毎年度委託する形で、その委託料から活動費を支出しているのが現状である。

ワシントン駐在に関する業務における適法性については更なる調査を要するところではあるが、現段階の調査においても、DCオフィス社の設立手続に重大な瑕疵があることは明らかであって、その瑕疵が連鎖する形でその後の運営も含めて違法となる可能性は否定できない。法治国家の原則として、自治体において行政手続が適法に行われていることを、自治体が一般市民に対して証明する責任があるのであり、違法性の証明を第三者に求めることなく、明確に適法ではない事業は厳密に対処されるべきである。DCオフィス社の設立については、米国ワシントンD. C. に駐在職員を配置するという公約の実現が絶対視された結果、十分な日本法及び米国法の調査を怠ったまま拙速に進められたとの印象を拭えない。費用の支出に関して2015年にビザ取得に係るリーガル・サービスとして\$61,000(約900万円)とは別に、コア社に対して駐在員ビザ取得及び赴任に係る支援として\$47,617(約720万円)支払うなど、疑問がある内容もあり、監査においても十分な検証を行うことが望まれる。

当委員会として米国ワシントンD. C. における政治的活動の要否を判断するものではないが、仮にそれが必要であるとするのであれば、尚更、今一度原点に戻って、日本法及び米国法との適合性も含めて、その方法について十分な検討を行うべきである。弁護士資格を有する任期付職員の採用も含めて、改めてその態勢を構築した上で、その方法を慎重に検討する必要がある。

以上

免責事項

本報告書は、2025年3月27日時点で沖縄県から提供された情報および公開情報に基づいて作成されています。本報告書の内容は、作成時点での最新の情報を反映していますが、状況の変化により、その後の事実と異なる可能性があります。本報告書の作成者は、記載された情報の完全性、正確性、最新性について保証するものではありません。

本報告書の内容は、法的助言を構成するものではなく、個別の状況に応じた専門家の助言に代わるものではありません。